

議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 16 日提出

みよし市長 小 山 祐

専決第7号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和5年3月31日

みよし市長 小山 祐

記

処分事項

みよし市都市計画税条例の一部を改正する条例

理由

地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

みよし市都市計画税条例の一部を改正する条例

みよし市都市計画税条例（昭和40年三好町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第16項中「第10項、第14項、第16項から第18項まで、第20項、第25項、第32項から第34項まで若しくは第36項」を「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第24項、第31項から第33項まで若しくは第35項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のみよし市都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

みよし市都市計画税条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>4 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>5～9 略</p> <p>(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>11～13 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>14及び15 略</p> <p>16 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第24項、第31項から第33項まで若しくは第35項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条第1項の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条第1項」とする。</u></p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>17 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>4 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>5～9 略</p> <p>(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>11～13 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>14及び15 略</p> <p>16 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項、第16項から第18項まで、第20項、第25項、第32項から第34項まで若しくは第36項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条第1項の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条第1項」とする。</u></p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>17 略</p>